

令和7年度第2回高齢者等ごみ出し支援制度検討会 (精華町ごみ減量化等検討会) 議事要旨

■日時・場所

- 令和7年11月20日(木) 午後1時00分～午後2時30分
- 精華町役場庁舎6階 審議会室

■出席者等

- 委員
河井会長(国立研究開発法人国立環境研究所)、五十嵐委員(公募委員)、八木委員(公募委員)、齋藤委員(せいか地域福祉ドットコム)、高橋委員(精華町民生児童委員協議会)、藤本委員(精華町南部地域包括支援センター)、吉田委員((福)相楽福祉会)
- 事務局
健康福祉環境部環境推進課: 林課長、藤本課長補佐、大西係長、野田主事
健康福祉環境部: 上野次長、高齢福祉課: 垣田課長
(株)よかネット: 中川氏
- 傍聴人
2名

■内 容

1. 開会

- 会議の成立(事務局)
 - ・ 出席委員が10名中7名であることから、精華町ごみ減量化等検討会設置要綱第6条第2項の規定に基づき本検討会が成立していることを報告。

2. 議事

- (1) 第1回検討会の振り返りについて(事務局) (資料1・2)

(河井会長)

- ・ 前回は生活の実態や各支援団体の状況について、ご紹介いただき意見交換いただいた。今回は、具体的な支援内容について意見交換いただくことになる。積極的に意見交換いただければと思う。それでは、第1回の検討会の振り返りについて、説明をお願いしたい。

(事務局)

- ・ 前回の議事要旨については、事前にご確認いただき、町ホームページでも公開している。
- ・ 第1回目の検討会で出されたご意見として、①地域の高齢化や単身世帯化が進行し、ごみ出しに苦勞されている住民が増えている一方で状況には地域差が大きいこと、②現状でも地域包括支援センターや民生児童委員、NPO法人などによる支援が存在していること、③行政による幅広い戸別収集を望む意見がある一方で、家庭と行政との間の中間領域における支援が重要と考えられること、④ごみ出しは比較的早い時間帯に行わなければならないという時間的制約があり、それが福祉分野での支援を難しくしていること、などの意見が出

された。なお、町内の自治会加入率も地域によって差異がある状態である。

- ・ そのような状況のため、単一の施策や制度のみでごみ出しに関する全ての方の問題を解決することは難しいことから、「重層的取り組みにより、ごみ出し困難者ゼロを目指す」ことを今後の取り組みの方向性として議論を進めていきたい。
- ・ 当事者ご本人の状況に、身近な親族等による支援の可否も加味したうえで、「一般の生活者」、「ごみ出し支障者」、「ごみ出し困難者」へと整理を行い、それぞれに応じた支援を検討したい。
- ・ 第1回で出たご意見のうち介護人材不足についても大きな課題ではあるが、これは事業所や国等において検討いただくものとして、本検討会では議論の対象外としたい。
- ・ ただし、「ごみ出しが早朝のためにヘルパーでは対応しにくい」というご意見については、「ごみ出しルール運用改善」により一定の対応が可能と考えている。具体的には、町からは特に指定していないものの多くの地域でごみ出しは当日の朝に行う運用とされているが、地域での合意形成を前提に前日にごみ出しを可能とするのであれば、ヘルパーや親族等の支援を受けやすくなることも想定され、そういった内容については議論対象と考えている。
- ・ 「ごみステーションが極端に遠い・階段がある」といった課題については、町としては、一定戸数で合意のうえで場所を指定していただければ追加設置も可能と考えており、そのような地域内での協議促進について議論対象としたい。
- ・ ごみ出し困難者は町による戸別収集制度、ごみ出し支障者は地域での共助を行政が側面支援することで考えており、具体的な制度内容については後ほどご議論いただきたい。

○ 意見・質問等

(河井会長)

- ・ 確認事項や質問があればお願いしたい。なお、具体的な支援制度の内容についてはこの後の議事で議論したい。

(八木委員)

- ・ ごみ出し支障者とごみ出し困難者の区分はどう違うのか。

(事務局)

- ・ ご自身で出すことが出来ない方をごみ出し困難者と想定している。出すことはできるがステーションまで出すのがつらいという方等はごみ出し支障者としている。

(八木委員)

- ・ ごみ出し困難者と支障者の具体例が分かりにくい、個人が判断することになるのか。
- ・ ごみ出しが自分で出来るかどうかということになると、同じ病名でも人によって状況が異なったりするほか、要支援も要介護も認定されていなくとも出すのがつらい方もいる。
- ・ 私自身もそのような状況だが、車の運転は可能であるため、現時点では車でごみ出しを行っている。私のような、日常生活は可能だがごみ出しに苦慮しているという場合は、どちらにあたるのか。

(事務局)

- ・ 支障を感じているということであれば、ごみ出し支障者、またはごみ出し困難者のいずれ

かに該当すると考えていただいて良い。

- ・ その上で、ごみ出し困難者については、今後、具体的な町の支援制度と結びついていくことになるため、既存の介護保険やその他障害者手帳等における級数と合わせて、具体的な基準を設定をする予定である。具体的な基準は、後ほどの議題でご提案させていただき、議論を踏まえながら最終的な決定をさせていただければと思う。

(八木委員)

- ・ 決定すると言われたが、高齢者の場合、本人が決めてはだめなのか。
- ・ 身体障害者の方でも、1級から4級に変わるケースがあるが、本人の実感としては必ずしも状況が良化しているわけではない。

(河井会長)

- ・ 資料2で説明されているのは、ごみ出し支障者とごみ出し困難者の概念を説明したものであり、具体的には資料3でご議論いただくのがよいと思う。

(五十嵐委員)

- ・ 前回、木津川市シルバー人材センターでは支援を行っている事例があるという報告をさせていただいた。精華町シルバー人材センターについては、サポートサービスを行っているものの人材不足等により全てに対応可能かは不明と前回の議事録にあるが、会議後に確認したところ、精華町シルバー人材センターでも会員を増やすこと含めて、仕事を増やすことを進めていくということ言われていた。
- ・ もう1点、介護ヘルパーは普通ごみ出しの手伝いをしない。たまたまやられる人もいるかもしれないが、この点は資料の表現がおかしいのではないか。

(藤本委員)

- ・ 今の介護ヘルパーの件だが、ゴミ出し支援は実際に行っている。介護ヘルパーはケアマネージャーの計画のもとに介護サービスを行うが、ごみ出しが出来ない方で支援が必要と判断された場合には、ケアマネージャーのアセスメントのもとでケアプランに落とし込み、生活援助という形で介護サービスの中で行っている場合がある。身体介護ということでそのような支援をしていない場合もあるが、一概に全くやっていないわけではなく、何かのついでにごみ出しをするのでもない。

(五十嵐委員)

- ・ 介護ヘルパーは、ごみを分別してまとめることもしてくれるのか。

(藤本委員)

- ・ 掃除の中に位置づけて一緒にされている場合もある。細かい分別までは難しいと思うが、ある程度、お掃除しながらまとめてそれを出すということはされていると思う。

(河井会長)

- ・ 今の話も資料3に関係してくるかと思う。議事を進めたい。

(2) 精華町高齢者等ごみ出し支援制度(初案)の説明について(事務局)(資料3)

- ・ 本町の高齢者等ごみ出し支援制度は、「ごみ出し困難者への戸別収集」と「その他の方への地域型支援」の二本立てで考えている。
- ・ ごみ出し困難者への戸別収集について、制度の概要(案)は資料のとおりである。

- ・地域型ごみ出し支援制度については、ごみ出しに支障がある世帯に対し、自治会等の共助による支援の取り組みに対し、町が側面支援を行うものであり、何らかの補助制度の創設を検討している。代理でのごみ出し、分別補助等、実態に合わせた活動を幅広く支援対象とできないかと考えている。
- ・先ほどの戸別収集の対象要件に当てはまる方を「ごみ出し困難者」と定義し、行政からの支援により対応していきたい。対象要件に当てはまらない方については、「ごみ出し支障者」として地域型支援での対応を促進していきたい。

○ 意見・質問等

(八木委員)

- ・高齢者のごみ出しということで参加しているが、資料3の2ページからは高齢者という文言がなくなっている。対象が要支援、要介護となっているが、70代は元気で80代を超えるとどんどん認知度が落ちてくる。3ページをみると、ごみ出し支障者へは有料になるということか。困難者への支援は無料ならば、高齢者で支障のある方だけが有料になってしまう。
- ・私は子どもからも免許返納せよと言われているが、返納するとごみ出しが出来なくなる。少しずつ弱ってくるので、子どもは心配している。そのような状態を考慮しているのか。
- ・なぜ、ごみ出し支障者とごみ出し困難者を区別するのか。予算の話もあると思うが、国の支援もあるのではないか。

(河井会長)

- ・事務局は、資料3で2つの提案がされている。ごみ出し困難者への戸別収集制度と、地域型ごみ出し支援制度である。ごみ出し困難者への戸別収集制度について、その対象要件を整理されており、それに当てはまらない方についてはごみ出し支障者として、別途対応を考えていくということでご提案いただいているものである。
- ・この後、意見交換の時間もあるが、提案に対し確認したいことを再度整理いただき、ここでは資料3の資料の不明な点についてお受けしたい。

(五十嵐委員)

- ・資料1ページの収集回数が週1回となっているが、真夏に週1回はいかがなものかと思う。

(事務局)

- ・限られた人員や予算等では週1回が限度となってくる。実際、京都府内の周辺自治体等で週2回実施している地域は見つからなかった。

(八木委員)

- ・1ページの対象要件として4つあるが、高齢者の家庭で希望する者というものを入れることは難しいのか。

(事務局)

- ・まず前提として、この戸別収集制度はあまねく高齢者を対象としたものではない。高齢になるにつれて困難になる方がおられることは分かるが、高齢でも元気な方はおられ、当然そのような方へは支援は不要となる。「高齢の方でお困りの方」をどう定義するのかということが今回議論いただくポイントと考えている。

- ・対象要件はご議論いただきたいが、どうしても想定外の部分は出てくる。その場合に備え、「町長が特に必要と認めるもの」という文言をルールに入れさせていただき運用を考えている。どうしてもルールにあてはまらないご事情がある場合は、ご相談いただき個別判断ということにある。

(八木委員)

- ・高齢になると認知機能も低下する。65歳から74歳の中で、家庭の事情で出来ないということも出てくると思うが、高齢者の状況を見て、行政の側から手を差し伸べるという考え方が必要ではないか。
- ・①～④であれば、高齢者でなくても対象になるのではないか。
- ・高市総理が総務大臣だったころに国が補助をするという話もあったのではないか。
- ・例えば、前期高齢者であれば厳しく見て、後期高齢者であれば対応するという事は難しいのか。

(河井会長)

- ・高齢者の多くの方々が支援をしてほしいという実態があることは分かるが、まずは、一番大変な方々へ支援を適用するという事である。
- ・また、戸別収集制度は一番大変な人たちを対象にしているが、そこで終わるのではなく、支援制度は引き続き議論するという事になっている。

(事務局)

- ・高市総理が総務相時代に財源措置が検討され、制度化されているというのは仰るとおりだが、具体的には地方交付制度の中の特別交付税という制度となっており、個別補助金のように、実際にかかった金額に対して必ず一定割合分がもらえるという制度にはなっていない。特別交付税における市町村の需要額として算入できるというものであり、国からのお金が入ってくるのは間違い無いが、財源と言うには不確かなものがあり、それを前提として予算を組むのは難しいと考えている。なお、今後、財源が個別補助金として制度化されることがあれば拡充も考え得る。
- ・年齢で分けた支援については、個人の状況はそれぞれ異なるため、65歳で困っている方もおられれば、80歳であっても元気な方もいらっしゃる。従って、年齢だけをもって対象を分けるのは行政としては若干違うかと思っている。皆さん平等な条件の中で、対象要件に当てはまるかどうかを判断していく必要があると考えている。

(五十嵐委員)

- ・1ページ目の、「実施内容③ごみの収集方法」について、「ごみの分別は通常の場合と同じです。分別が不十分な場合は収集できません」とあるが、ある自治会では分別が出来ていないのが一番問題という話があった。高齢者は分けづらいという話があった。
- ・その自治会では、分別できていないゴミがあれば役員が分けているという。その前に、地域では班の番号と電話4桁の下二桁を書かして出して持って帰らすということを考えたが、評判が良くなかったため、役員が分けることになったとのことである。
- ・広報誌「華創」の11月号の7ページに「精華町ゴミ分布アプリ配信中」というのが載っている。このアプリを使って、行政の方でもっと徹底することができないか。
- ・また、これはお願いだが、分別について自治会で説明会をやるなど、実際に現場へ行って

説明してもらった方が確実にいいと思うので、その辺りの対応をお願いしたい。

(事務局)

- ・ おっしゃっていただいている自治会の状況はよく存じている。分別については高齢の方に限った話ではなく、ごみ収集における永遠の課題である。実際、環境推進課では1日中電話がかかってくるが、8割くらいは分別の仕方質問を受けているというのが実態である。
- ・ 分別アプリの配信もさせていただき、ダウンロード数も1万は超えている状態である。広報には引き続き取り組んでいくが、コロナ禍で出来ていなかった出前講座や、ごみの処理現場への見学会なども再開し、啓発していきたいと考えている。

(3) 意見交換

(河井会長)

- ・ 制度に関するご意見をいただければと思う。

(高橋委員)

- ・ 色々と考えていただいて、前回から比べると前向きな感じを私としては受け取っている。ごみ出しについて、民生委員の代表の方にお尋ねしたところ、困っているという話はあまり出ていないということだった。一方、精華町は坂があるので、ごみステーションへ行くのに坂を上るのがしんどいため、どうにかしたいとなり、周辺の皆さんで考えられたケースがあった。
- ・ 水平に行ける場所にステーションがあったことから、その班の方と話し合いをして、そちらにごみ出しをするようになったところ随分と楽になったという話も伺った。それぞれ出しにくい状態というのは場所によって違うと思うので、そういう話し合いで解決出来ることもあるので話し合いというのは大事だなと思っている。

(事務局)

- ・ ごみ出し場所の変更は従前からご相談をいただいているが、町としても、ごみステーションの管理を地元の方にさせていただいているものなので、地域で合意形成を得ていただけるのであれば変更していただくことは可能ということでご案内をしている。

(高橋委員)

- ・ 強制的に変更するのではなく、皆さんの話し合いにより、合意の上でやっている。そういう話し合いをすれば、ちょっとは改善する部分も見えてくるのではないかなと思う。

(河井会長)

- ・ 地域住民の合意の上であれば、ごみ出し場所の変更もできるということを知らない住民の方もおられるかもしれない。合意の上であれば、変更できるという情報共有も大事かと思う。
- ・ 行政からの情報は届きにくいということもあるので、町としても積極的に情報共有を図っていただきたい。情報共有するだけでも、支援につながると思う。

(藤本委員)

- ・ 対象要件が気になった。介護認定を受けておられている中で言えば、ヘルパーさん入っている場合は、逆に大丈夫だろうなと思うところがある。
- ・ 受けているホームヘルプサービスの中にごみ出し支援が入ってなくて困難な方もいらっしゃる。

やるかもしれないが、そもそもホームヘルプを受けておられなくて、認定待ちでごみ出しが難しい方がより困っておられるのではないかと思う。

- ・そのため、対象要件が「ホームヘルプサービスを利用して、かつ困難な方」とされている点について、少し引っかかった。
- ・また、要介護1以上という点も少し疑問がある。要支援で困難な方もたくさんおられる。対象が広がるため要介護1以上に絞られたのか、背景についてお聞きしたい。

(事務局)

- ・「ホームヘルプサービスを現に利用しており」ということについて、家事援助が入っているということは、家庭内に誰もする方がいないために援助が入っているものと考えた。そのため、そのような方へも支援が必要と思い提案をさせていただいた。

(藤本委員)

- ・そうであれば、要介護だけではなく、要支援の方でも同じ状況の方がいらっしゃる。もしホームヘルプサービスが入っていることを対象としている理由が、その家の中のことが出来ないという理由であるのであれば、要支援の方もそこには対象になるのではないかと思う。

(事務局)

- ・現状の体制について、直営職員8人体制で収集を実施している。水曜日は予約制の特別収集（注：有料での戸別収集）も実施していることを踏まえると、50～60件までであれば対応可能だと考えている。
- ・要支援まで対象とすると、近隣自治体での実施数を参考にすると、100件以上になる可能性があり、職員だけでは対応できないことになる。
- ・日常の収集業務を安定的に実施する必要がある中、日常の業務に影響が出ないように慎重に進めていく必要がある。試行期間を踏まえて全町的に展開していくこととしており、将来に渡って要支援を対象にしないとは言い切れないが、まずは制度を軌道に乗せていきたいと考えている。

(藤本委員)

- ・数を網羅しようと思うと、かなり大変なのは重々承知であるが、そういった現状があるということは認識していただきたいと思う。
- ・今回、戸別収集制度の対象にしようとしている「ごみ出し困難者」は、まず一番大変な人たちというところは重々分かるが、ごみ出し支障者の支援者も資源として足りておらず、現状はかなり厳しい。
- ・ごみ出し支障者への支援というのはどういうものがあるのかも知りたいし、もし具体的に無いのであればまた提案していきたい。
- ・支援者を増やしていく必要があるが、そこを民生委員や包括支援センターなど、地域だけで支えていけるかというところ、かなり難しいところがあると思う。私も前回の議事録の中で包括支援センターに相談いただいたら動くと思ったが、動くとなっても、頼れる先がなければ私たちも繋ぎようがない。

(事務局)

- ・今ご指摘いただいた「支援者が足りていない」という点については、日本全体の課題かと

感じている。少子高齢化が進む中、行政においても現場ではお金も人も足りていないし、介護・福祉の現場でも同じように足りていない、というのが偽らざる実態なのではないか。そういった中で、ご自身や同居の家族等で対応していただく自助の部分と、それから、税金を財源として広く対応していく公助との間に位置する共助の部分を、いかに分厚くしていくということが重要となっている。そういった、支援者のパイ全体を増やしていくということが必要と感じている。

- ・ 支障のある方への支援は、決して事業所だけを対象としたものとは考えていない。地域にお住まいの方が、ついでにお隣のごみも一緒に出しとくね、というレベルのものも共助の取組みと言って良いのではないかと考えている。
- ・ そういうものも含め、助け合いをいかに広げていくかを考えることが重要だが、そういった時に、多少お手当て程度であっても行政から支援があればそれがきっかけとなって「やってみようかな」という人が少しでも増えたらという期待も込めている。
- ・ 目指す方向は当然困難者ゼロであるが、実際に直ちにゼロに出来るかという点も難しいとも考えている。今回、「重層的な取組み」によりという言葉で表現させていただいているが、その意図としては、高齢者等への戸別収集という一つの取組みだけではなく、いろんな取組みをいろんな角度から行うことで、困っている人を結果的にゼロにしていくことを考えている。
- ・ 従って、検討会の終了後においても、こういうパートナーがいるのではないかと、こういう取組みは必要ではないかというご意見については常に門戸は開いており、我々としても検討していきたいと考えている。

(事務局 (社会福祉課))

- ・ 今、環境推進課からお伝えしたような、地域の中での体制づくりが必要と感じている。国の制度の中で、各日常生活圏域において生活支援コーディネーターを配置し、地域の課題を地域と一緒に考えていきたいと思いますと発信している。ただ、コーディネーターも実際のところ悩まれていると思う。
- ・ 行政においても、まだまだ地域の共助の素晴らしい取組みがあるのを知らないところもある。当然、地域の方も、他の地域でこんな素晴らしい取組があることをご存じない方もいる。
- ・ 分野は異なるが、今、地域でうまく動いているのが体操の居場所づくりであり、すごい勢いで各地域に広がっている。それは、高齢の方が自分の体は自分のことであり、地域でそういう居場所を作ってもやっていこうと思われたことで加速的に広がっている。
- ・ ごみ問題についても、今お困りでない方も含めて自分ごととして皆さんが考えられ、他の地域で素晴らしい取組みをやっておられて、先ほど環境推進課が言ったような少し謝礼ももらえて、そういうことだったらやってみようというような取組みの仕方もあると思う。
- ・ 環境推進課がメインにはならないかもしれないが、本日参加している高齢福祉課や社会福祉課の方でも地域で起こっている困りごとを解決できるよう、先進的な事例を紹介するか、人をつなぐ取組みはしていけない緊急の課題だと思っている。
- ・ 心配もご期待もあると思うが、皆さんの力を借りながらやっていけたらと思う。

(齋藤委員)

- ・ 現在、有償で生活支援をやっているが、私の団体でメインでボランティアされている方は光台の方が多い。光台から他の地域へ支援に行くこともあるが、それを見て、支援を受けていた他地域の方が自分たち自身で支援を行うようになっていった地域もある。それにより、結果として地元で解決をし、我々の支援が不要になった例もある。参考にご紹介したい。

(吉田委員)

- ・ ごみ出しの現場の状況が十分分かっておらずご意見は難しいが、困っている内容はそれぞれの方で異なってくるだろうとは思う。線引きは難しいと思うが、全く支援が行き届かない方が出ないように色々な支援の方法も含めて取り組んでいただければと思う。

(河井会長)

- ・ 「重層的な」という表現をされたが、困難者には該当はしないけどほぼ困難者、という方もおられる。線引きは必要だが、そういう人たちを切り捨てずにどう支援をしていくのかということと同時に考えていく必要がある。
- ・ 「一足飛びにできない」という言い方もされておられたとおり、まずは、今までやっていなかったごみ出し支援制度を検討し始めて、この第一弾としてごみ出し困難者をまず支援するという案が出された。そして、そこで留まらずに支障のある人たちをどうサポートしていくかということも並行して考えていく必要がある。
- ・ 先ほどのご意見を聞いていると、ごみ出し支障者にどう支援していくかをある程度同時並行で考えていかないと、その制度のバランスがちょっと悪くなるのではないかと思う。
- ・ 今日、ご意見いただいた現場での課題を踏まえて、ごみ出し支障者への支援がどんなことができるのか、あるいはすべきかどうか。まず、ニーズがあり、行政の財政の制約もあるので全部はできないかもしれないが、その中で優先順位をつけて何から始めたらいいいのか、考えておかないといけないかと思う。
- ・ 結局は、早めにそれを考えておかないと、二度手間というか、そもそもこの支援制度をもう一回考え直さないといけなくなるかもしれない。それを避けるためにも、並行して、ごみ出し困難者とごみ出し支障者の支援を考えるべきかと思う。

(八木委員)

- ・ 私がここに来た時に考えていたことと、現在の意見交換が全く異なる。私が住んでいる地域は高低差が激しく、ステーションまでの距離が遠い。ステーションによって利用者数も異なる。そのような意見が抹殺されているのではないか。

(河井会長)

- ・ 抹殺はされていない。ステーションの数は柔軟に対応するという事は記載されている。
- ・ ステーションの利用の仕方も考えようということも提案されている。

(八木委員)

- ・ 長期的にだったら出来るかもしれないが、ごみステーションの追加は難しいと感じている。

(事務局)

- ・ 桜が丘の現状で取り急ぎごみステーションを追加するとすれば、交通の支障にならない場所を新しいステーションとして決めてもらって、そこにカラス除けのネットをかぶせるといったイメージになるのではないか。

(八木委員)

- ・ そういったものは以前聞いたことがあるが、設置にお金が必要になる。どうして桜が丘地域だけがそのような金銭的負担をしなければならないのか。行政が負担すべきではないか。

(事務局)

- ・ カラス除けについて、箱型のものを置くのは場所的にも難しい可能性があるが、簡易的なネットであれば金銭的にはそれほどかからない。箱型のものは数万円かかるが、その場合には町からの1/2の補助制度もある。実際、他の地域でも制度の趣旨をご理解いただき、積極的に活用いただいている事例もある。
- ・ 誤解を受けやすい点であるが、新たに開発された住宅地には必ずごみステーションが設置されているが、その設置費は行政が負担しているわけではない。その設置費や設置場所となる土地は開発者が負担されており、それは販売費用に薄く上乗せされることで、最終的にはその開発地に新たに住む住民の方々が負担されていることになる。決して特定の地区だけに多く負担いただいているという事は無い。ごみステーションなどの施設について、その設置費用を受益者に負担いただくことは適切だと考えている。

(河井会長)

- ・ おそらく、他の方々のご意見もまだあるとは思いますが、予定の時間となったので、一旦、今日の意見交換は終了したいと思います。
- ・ 進行を事務局へお戻ししたい。

3. その他

- ・ 次回が最終の検討会となるが、2月中旬ごろの開催を予定しているので、またご参加をお願いしたい。

4. 閉会